

議案第 21 号

羽曳野市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立児童館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

羽曳野市立白鳥児童館での地域子育て支援拠点事業の実施に伴い、使用者の範囲を3歳以上の未就学児から乳幼児に拡大するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立児童館条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立児童館条例(平成9年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保護者の子育ての支援に関すること。

第3条第1号中「3歳以上の未就学児」を「乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)」に改める。

第9条第1項中「羽曳野市児童館運営委員会」を「羽曳野市立児童館運営委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

羽曳野市立児童館条例 新旧対照表

新	旧
<p>(業務)</p> <p>第 2 条 児童館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 保護者の子育ての支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第 3 条 児童館を使用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 保護者等が同伴している<u>乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第 4 条～第 8 条 省略</p> <p>(児童館運営委員会)</p> <p>第 9 条 児童館の運営について審議するため、児童館に<u>羽曳野市立児童館運営委員会</u>(以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(業務)</p> <p>第 2 条 児童館は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第 3 条 児童館を使用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 保護者等が同伴している<u>3歳以上の未就学児</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第 4 条～第 8 条 省略</p> <p>(児童館運営委員会)</p> <p>第 9 条 児童館の運営について審議するため、児童館に<u>羽曳野市児童館運営委員会</u>(以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>